

農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・公募（応募）について

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員の選出方法が大きく変わりました。また、農地利用の最適化の推進に取り組む体制の強化を図るため、農地利用最適化推進委員が新設されました。よって、赤村農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者の共通事項

○募集期間…平成28年12月6日（火）～平成29年1月13日（金）まで

○受付時間…午前8時30分から午後5時15分まで、持参のみとする。
（土日、祝日、年末年始を除く）

○申込方法…農業委員会事務局窓口及び、このページにある申請用紙に必要事項を記入の上、平成29年1月13日（金）の午後5時15分までに、赤村農業委員会事務局までご提出ください。

○資格…次のいずれかに該当する者は応募ができません。
・破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの。
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

○兼務について…農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

○公表…募集の状況は、募集期間の中間と終了後にホームページにて公表します。

※公表の際にはご提出いただいた内容のうち、住所以外が公表されます。

2. 農業委員に関する事項

○募集人数…9名

※原則として、委員の過半数は認定農業者でなければならない、農業者以外の中立的な立場の委員を1名以上任命しなければならない、年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされています。

○任期…平成29年7月20日から平成32年7月19日まで

○資格…農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推薦に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

○主な業務内容…農地の権利移動等の許可、違反転用等の是正指導、農地利用集積計画の決定、耕作放棄地の把握、毎月の農業委員会総会への参加等

3. 農地利用最適化推進委員に関する事項

○募集人数…5名

※下部表の区域を単位として、推薦・募集を行います。

地区	人数
上赤地区	1人
下赤地区	1人
油須原・山浦地区	1人
小内田地区	1人
大内田・小柳地区	1人

○任期…農業委員会が委嘱した日から平成32年7月19日まで

○資格…農地等の利用の最適化に熱意と識見を有する者。

○主な業務内容…担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動等

4. 応募申請用紙

赤村農業委員及び農地利用最適化推進委員応募申請用紙